

第3章

立地適正化計画で目指す将来の姿

- 3-1 立地適正化計画における
まちづくりの方針 44
- 3-2 都市の骨格構造 46

第3章 立地適正化計画で目指す将来の姿

本章では、本市の現況と都市構造上の課題を踏まえ、本計画が目指すべき将来の姿として、その方向性を示した立地適正化計画における「まちづくりの方針」や構造的な考え方を示した「都市の骨格構造」について整理します。

本章のポイント

- ✓ まちづくりの方針 参照 45ページ
- ✓ 都市の骨格構造 参照 46～47ページ

3-1 立地適正化計画におけるまちづくりの方針

本計画は、和光市都市計画マスタープランの将来都市像を実現するためのアクションプランでもあるため、和光市都市計画マスタープランで掲げた「まちづくりの基本理念」などを継承しつつ、「都市機能誘導」、「居住誘導」、「公共交通ネットワーク」の3つの枠組みにより立地適正化計画における「まちづくりの方針」を設定します。

《和光市都市計画マスタープランのまちづくりの基本理念など》

【基本理念】	
より安心、より快適なまちづくり ～みどり豊かで暮らしやすいまちを求めて～	
【将来都市像】	
心和み、光輝くまち ふるさと和光	
【まちづくりの目標】	
①安全・安心	誰もがそれぞれのライフステージで充実した生活を送れるよう、住み慣れた地域で暮らし続けられる安全・安心なまちづくり
②生活	和光市に住んでよかったと思えるよう、快適な生活が送れるとともに、健康で、働き続けることができるまちづくり
③移動	運転免許証を返納した高齢者などの交通弱者をはじめ、すべての市民にとって移動の自由が確保されるまちづくり
④経済	和光北インターチェンジ周辺において、交通利便性を生かした産業拠点の創出によって、地域の活性化及び持続可能な都市活動につながるまちづくり
⑤デジタル技術	デジタル化の急速な進展を踏まえた都市サービスの提供など、魅力やにぎわいのあふれる和光市を次世代につなぐ、社会変化に即したまちづくり

都市機能誘導

まちづくりの方針(ターゲット)1

市全体の活力をけん引する拠点における
都市機能の集積と魅力的な空間の形成

【施策の方向性(ストーリー)】

1-1. 和光市駅周辺の拠点性の向上

和光市駅周辺は、市民生活を支える中心市街地として、子育て世代から高齢者まで便利な生活が送れるよう、都市全体の魅力や賑わいの向上を図る都市機能の充実や環境整備などにより、更なる拠点性の向上を図ります。

また、駅周辺だけの活性化に留まらず、広域的な交通結節点の特性を最大限に活用し、中心市街地の拠点性を向上させることで市内全域がその利便性を享受できるとともに、中心市街地の活力を市内全域に波及させ市全体として賑わいがあり快適に暮らせるまちを目指します。

居住誘導

まちづくりの方針(ターゲット)2

多世代が暮らし続けられる安全・快適な住環境の形成

【施策の方向性(ストーリー)】

2-1. 地域特性を生かした良好な住環境の形成

交通利便性を生かし形成されてきた人口密度の高い居住地について、持続的な生活利便性の確保のため、居住誘導を推進し人口規模を維持します。

そのため、駅周辺の都市型住宅、一般住宅、中高層集合住宅など、既存の居住地タイプに応じた居住誘導施策を展開することにより、様々なライフスタイルを受け入れることができる魅力ある住宅都市を目指します。

また、地域住民の暮らしを支え日常生活の利便性を高めるため、身近な生活圏の単位ごとに日常生活に必要な機能の適切な立地を図ります。

2-2. 防災・減災を踏まえた居住地形成

災害リスクが少ないエリアへ居住を誘導するとともに、災害リスクに応じたハード・ソフト対策の推進により、暮らしの安全性を確保し安心できる居住地の形成を誘導します。

公共交通ネットワーク

まちづくりの方針(ターゲット)3

拠点間及び居住地をつなぐ利便性の高い
公共交通ネットワークの維持・充実

【施策の方向性(ストーリー)】

3-1. 円滑な移動を実現する公共交通ネットワークの推進

拠点や主要な施設などに移動できる公共交通ネットワークの維持・充実を図ります。移動ニーズや地域特性を踏まえ、交通不便の解消を図ります。また、新たな技術を活用し、既存の交通サービスの向上や新しい交通サービスの導入により、移動の利便性を高めます。

3-2. 拠点における交通結節機能の強化

公共交通による移動のしやすさを高めるため、交通拠点における鉄道、バス、自転車などの乗り継ぎをしやすくし、公共交通が利用しやすい環境を形成します。

3-2 都市の骨格構造

(1) 都市の骨格構造

本計画の都市の骨格構造を以下のとおり設定します。

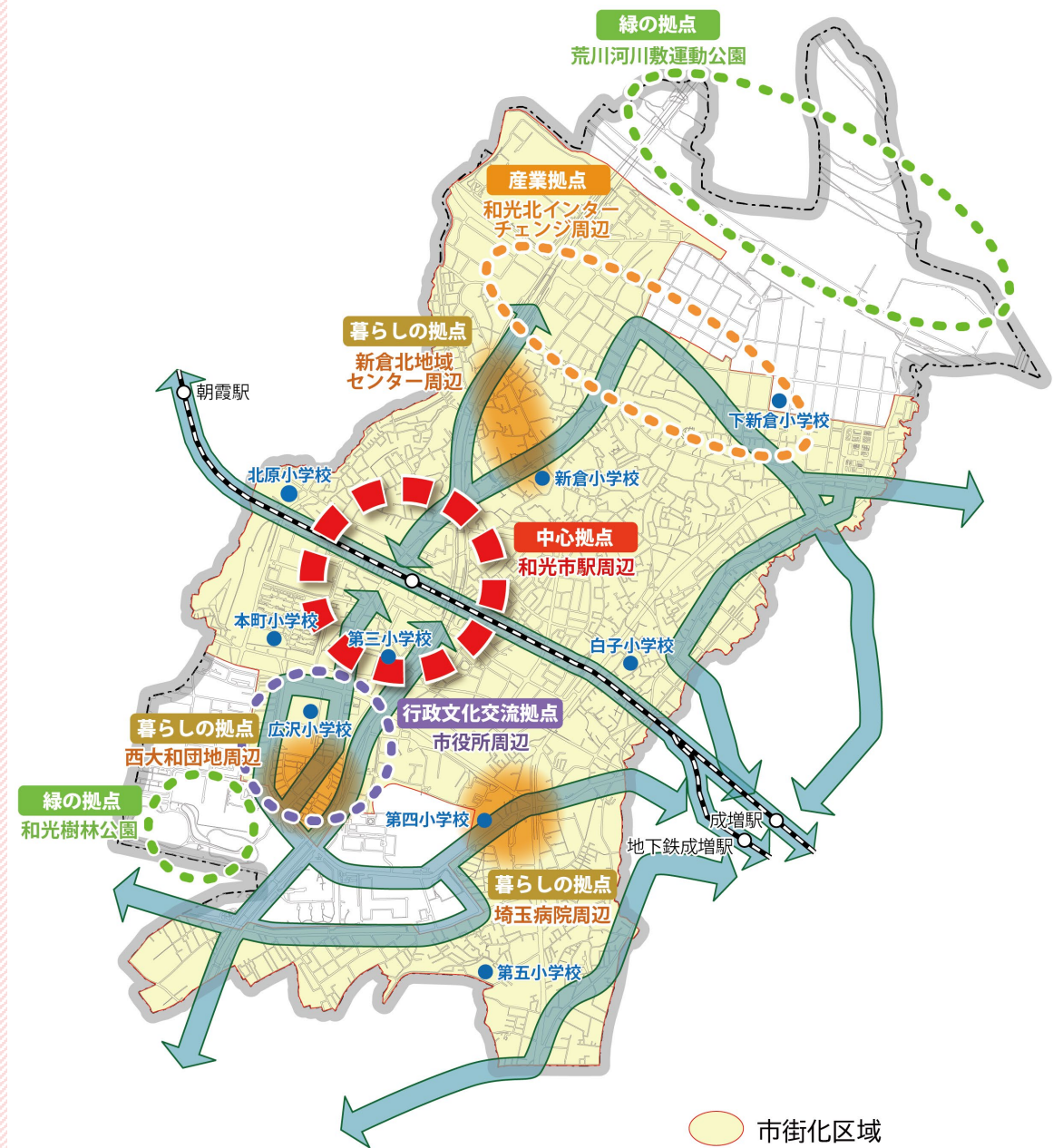


図 3-1 都市の骨格構造

本章のポイント

《各拠点及び基幹的な公共交通軸の方向性》

分類	対象地域	方向性	
中心拠点 49ページ	和光市駅周辺	土地の高度利用を推進し、都市全体の魅力や賑わいの向上を図る多様な都市機能を集積し、市民生活を支えるとともに、交通結節点として交流・滞在環境を整え、まちの顔となる拠点を形成する	
行政文化 交流拠点 49ページ	市役所周辺	核的な公共施設が集積する重要な拠点として、市民やまちを訪れる人々に憩いや交流の場を提供できる空間の形成を図る	
産業拠点 49ページ	和光北インター チェンジ周辺	環境負荷の軽減、周辺環境との調和を踏まえつつ、地域産業や都市農業の振興を図りながら、交通の利便性を生かした産業拠点の創出を図る	
緑の拠点 49ページ	和光樹林公園・ 荒川河川敷 運動公園	自然と触れ合うことができる市民の憩いの場として、機能の維持・充実と適切な維持管理を図る	
暮らしの 拠点 50～51ページ	埼玉病院周辺	周辺の小学校の複合化などを契機として地域のための施設を集積し、暮らしを支える拠点を形成する	地域住民のみならず市内外から多くの来訪者が利用する埼玉病院を核としつつ医療・福祉機能を維持する
	西大和団地周辺		都市再生機構が進める西大和団地再生事業との連携を通じ、周辺地域の一帯的な賑わいの創出を図る
	新倉北地域 センター周辺		新倉北地域センターを中心とした地域住民の交流の場づくりを推進するとともに、交通結節点としての環境を整える
基幹的な 公共交通軸 52ページ	—	新たな交通拠点や拠点間、居住地をつなぐ主要な公共交通軸として、移動快適性の向上を図る	

本計画で
都市機能誘導区域を
設定し、誘導施設の
誘導や拠点内の
環境形成を図る

都市計画
マスタープランで
実現化を目指す

都市再生特別措置法
に基づく都市機能誘導
区域には設定しない
本市独自の考えに
基づく拠点とする
居住誘導区域内に
おける誘導施策により
身近な生活圏の中でも
特に都市機能の維持・
誘導を図る

公共交通施策により
実現化を目指す

コラム

都市の骨格構造を設定する際の考え方



国土交通省が作成する「立地適正化計画作成の手引き」においては、都市の骨格構造の検討に当たり、多様な都市機能が集積しており市の中心となる拠点や地域住民の日常的な生活サービス機能を提供する拠点など、主に市民の利便性や生活を支える拠点を定める必要性を述べています。

また、コンパクト・プラス・ネットワークの観点を踏まえ、拠点とともに公共交通によるネットワーク形成を図る必要性もあることから、各拠点などをネットワークする基幹的な公共交通軸を定めることも重要視しています。

本計画における都市の骨格構造についても、この考え方を踏まえ、拠点と公共交通軸の設定を行っています。

- 都市機能誘導区域、居住誘導区域の検討に先立ち、都市全体の観点から、目指すべきまちづくりの方針（ターゲット）を見据えながら、道路網等の都市施設、人口の集積状況、主要な公共交通路線、都市機能施設、公共施設の配置等をもとに、
 - ・公共交通施設が集積し、主要な公共交通路線の結節点等として公共交通アクセス性の高く、人口や都市機能施設が集積している『**中心拠点、地域／生活拠点**』
 - ・沿線に相当の人口集積があり、将来も一定水準以上のサービスで運行すると見込まれる公共交通路線であって、各拠点地区をネットワークしている『**基幹的な公共交通軸**』等の将来においても持続可能な都市の骨格構造を抽出することが重要です。

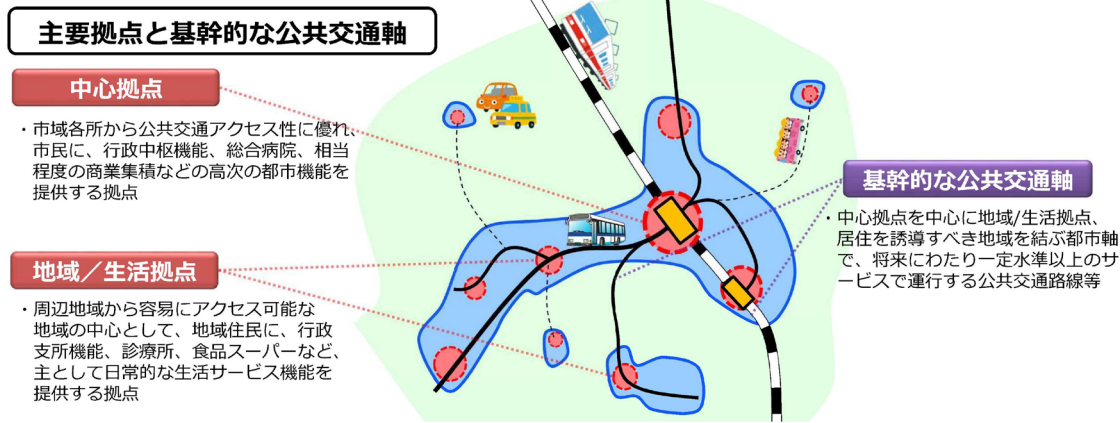


図 3-2 目指すべき都市の骨格構造の検討について

資料：立地適正化計画作成の手引き(国土交通省)

(2) 拠点の設定

1) 拠点を設定する際の考え方

本計画の拠点の設定においては、上位計画である和光市都市計画マスタープランの拠点配置を基本とします。

和光市都市計画マスタープランの将来都市構成図で示す4つの拠点のうち、「中心拠点」については主に市民の利便性や生活を支える拠点であるとともに、広範囲の利用を対象にした高次な都市機能が集積しているため、都市機能誘導区域を設定する拠点とし、誘導施設を維持・誘導することによりこれらの機能の効率的で持続的な提供を図ります。

なお、「行政文化交流拠点」については高次な都市機能が集積している拠点ではありますが、現状では主に行政施設が集積しており、将来的な施設の撤退などを想定するものではないため、本計画において都市機能誘導区域を設定する拠点としては位置づけません。

また、中心拠点とほかの地域を公共交通ネットワークで結ぶことにより、市内全域で中心拠点を利用できる環境を形成します。

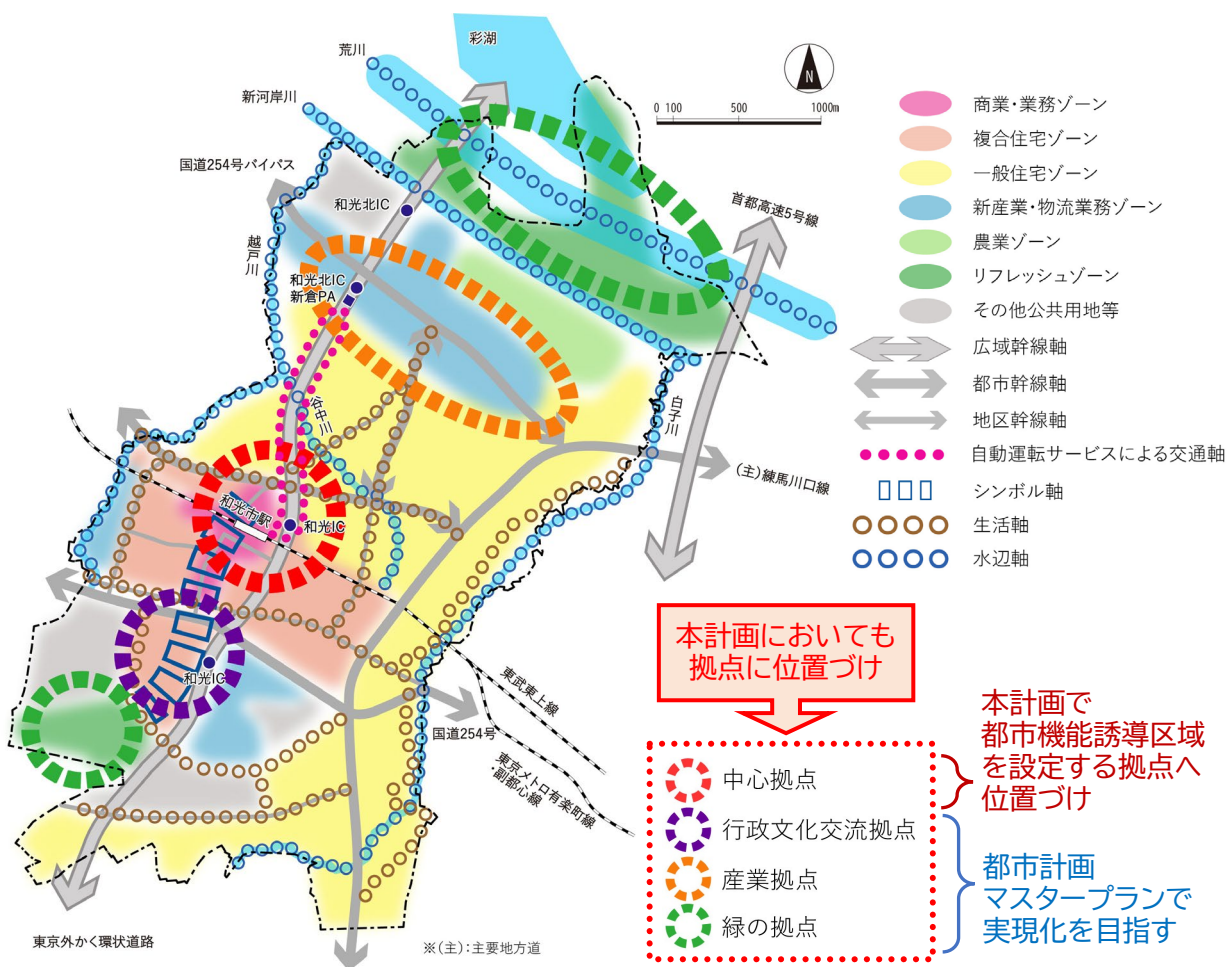


図 3-3 和光市都市計画マスタープランの将来都市構成図

資料：和光市都市計画マスタープラン

2) 暮らしの拠点の設定

都市再生特別措置法に基づく都市機能誘導区域には設定しませんが、日常生活の利便性を高めるため、身近な生活圏の中でも特に都市機能の維持・誘導を図るエリアについて、本市独自の考えに基づき「暮らしの拠点」に位置づけます。

「暮らしの拠点」の選定の視点としては、暮らしを支えるための素地（施設が集積し、公共交通のアクセス性が高く、人口集積しており、災害リスクに対して安全性を有している）がある箇所を基本とします（視点1～4）。

また、地域の住民だけでなくそのほかの多くの人々が享受できるよう、今後、拠点性を更に向上させるプロジェクトがある箇所や、市外からも多くの人が集まる象徴的な施設がある箇所を選定します（視点5）。

《暮らしの拠点の選定の視点》

視点1 生活利便施設が集積している地区

商業・医療・福祉などの生活利便施設が効率的に提供されるように、多様な機能が集積している地区を考慮する。

視点2 基幹的な公共交通がありアクセス性が良い地区

拠点に集積する各種施設について、市内外の多くの人々が享受し交流や経済活動が可能となるよう、周辺地域からのアクセスが可能である基幹的な公共交通路線の周辺を考慮する。また、交通結節点は人の乗り降りがあり、多くの人々が交流・滞在する場であるため考慮する。

視点3 人口が集積している地区

「拠点」となる地域に集積された施設が将来においても維持されるよう、拠点及びその周辺の人口密度は、将来にわたり一定の割合を保つ必要があり、100人/ha以上（都市計画運用指針で土地の高度利用を図るべき区域とされている基準）の範囲があることを考慮する。

視点4 土砂災害特別警戒区域に該当しない地区

防災・減災の観点から、法令により居住誘導区域に含まないこととされている土砂災害特別警戒区域に該当しない地区かどうかを確認する。

視点5 拠点性向上の取組が計画されている地区

施設の複合化や再開発事業など今後のプロジェクトなどにより、地域における核となる施設の形成や利用者の交流の促進など、拠点性の向上が期待される区域を考慮する。

各視点の評価を踏まえ、「暮らしの拠点」は以下の3箇所とします。

《暮らしの拠点の設定》

暮らしの拠点	各視点の評価	
	暮らしを支える素地 視点1~4	プロジェクトや象徴的な施設 視点5
埼玉病院 周辺	<ul style="list-style-type: none"> 多様な施設の集積が見られる 埼玉病院が交通結節点になっている 人口が集積している 土砂災害特別警戒区域に該当しない 	<ul style="list-style-type: none"> 第四小学校などの複合化を見据えた準備を進めていく 市内外から多くの人々が利用する広域的な埼玉病院を核とした医療・福祉の環境が整っている
西大和団地 周辺	<ul style="list-style-type: none"> 多様な施設の集積が見られる 基幹的公共交通路線沿いでアクセス性が良い 人口が集積している 土砂災害特別警戒区域に該当しない 	<ul style="list-style-type: none"> 西大和団地の再生事業の推進により、地域住民をはじめ多くの人のための利便施設の誘導が想定される
新倉北地域 センター周辺	<ul style="list-style-type: none"> 多様な施設の集積が見られる 基幹的公共交通路線沿いでアクセス性が良い 人口が集積している 土砂災害特別警戒区域に該当しない 	<ul style="list-style-type: none"> 新倉小学校などの複合化を見据えた準備を進めていく 新倉北地域センター周辺は、和光市駅から新倉パーキングエリアまでの自動運転サービスの中継地点であり、シェアサイクルなどへの乗継場に想定されている

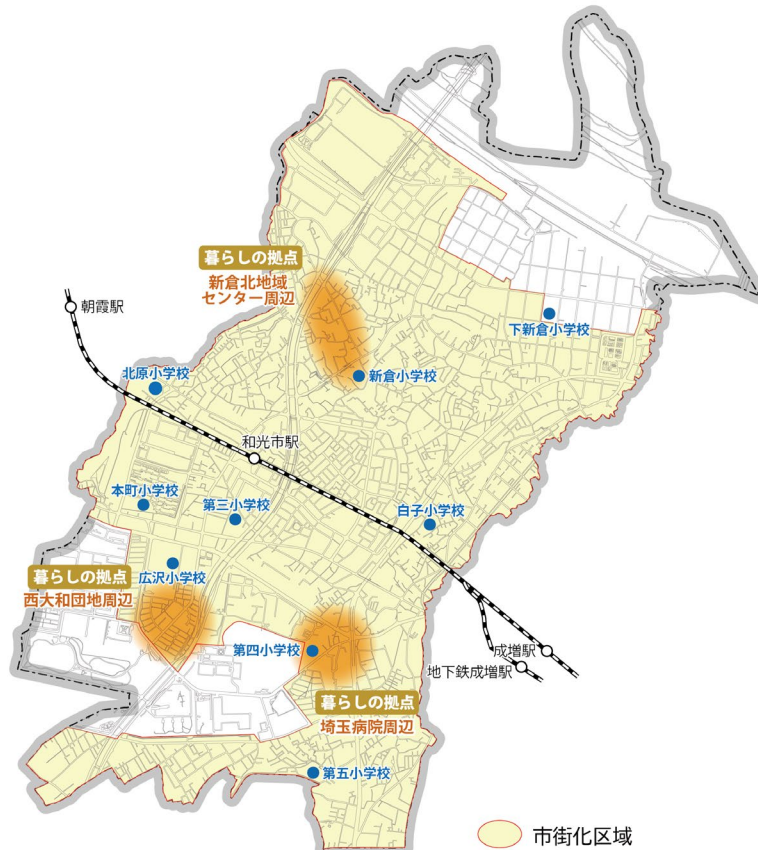


図 3-4 暮らしの拠点の設定箇所

(3) 軸の設定

各拠点などをネットワークする基幹的な公共交通軸は、「立地適正化計画作成の手引き」に示されている基幹的な公共交通軸の考え方により、既存の基幹的な公共交通路線を踏まえつつ、本市の地域公共交通の方向性を示した和光市地域公共交通計画における地域公共交通の将来像をもとに設定します。

《基幹的な公共交通軸のイメージ》

公共交通軸の特性	対象となる公共交通路線の考え方
中心拠点を中心に生活拠点、居住を誘導すべき地域を結ぶ都市軸で、将来にわたり一定水準以上のサービスで運行する公共交通路線等	<ul style="list-style-type: none"> ●一定以上のサービス水準を有する路線であり、一定の沿線人口密度があり、かつ公共交通政策でも主要路線として位置づけられるなど、サービス水準の持続性が確保されると見込まれる路線 ●中心拠点と生活拠点、各拠点と居住を誘導すべき地域とを結ぶ路線

資料：立地適正化計画作成の手引き(国土交通省)

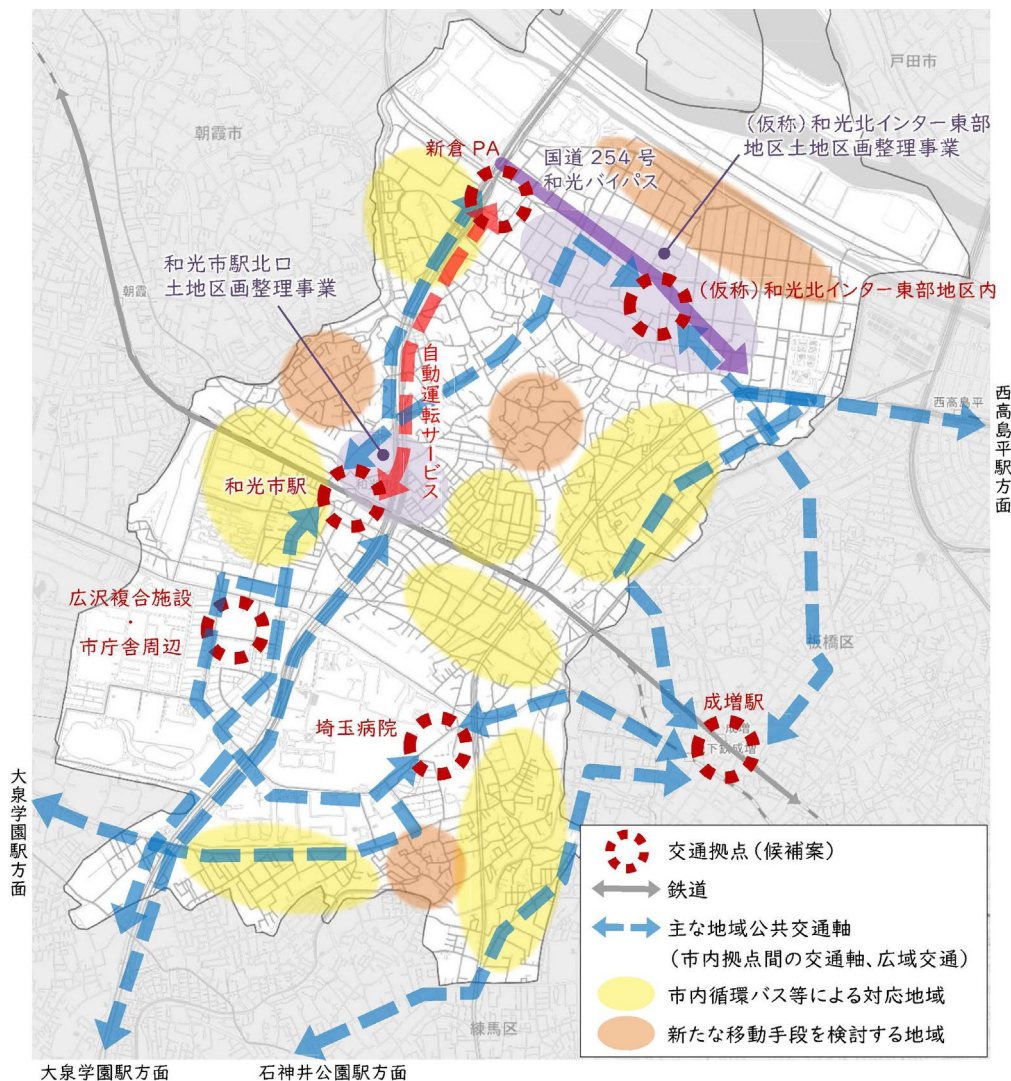


図 3-5 和光市の地域公共交通ネットワークの将来イメージ

資料：和光市地域公共交通計画